

## 八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付要項

### (目的)

**第1条** この要項は、八代港の外貿コンテナ取扱量が減少している現状を踏まえ、緊急対策として、八代港の外貿コンテナ定期航路を利用する荷主に対し、八代港ポートセールス協議会がコンテナ輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、八代港における取扱貨物の維持増加を図り、もって熊本県における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規利用企業

前年度、熊本県内港国際コンテナ定期航路を利用していない企業。

(2) 継続利用企業

前年度、熊本県内港国際コンテナ定期航路を利用した企業。

(3) TEU

20フィートコンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位。

(4) 実入りコンテナ

貨物を積載しているコンテナ。

### (助成対象者)

**第3条** 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業(個人経営者を含む。以下同じ。)が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。

(1) 当該年度に八代港国際コンテナ定期航路を利用した企業。

(2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。

### (助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 新規利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数1TEU当たり1万円(小口混載貨物を除く。)を助成する。

(2) 継続利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数1TEU当たり5千円(小口混載貨物を除く。)を助成する。

### ( 交付申請 )

**第 5 条** 助成金の交付申請については、次の各号のとおりとする。

- ( 1 ) 新規利用企業に対する助成金について、助成金の交付を受けようとする荷主 ( 以下「申請者」という。 ) は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月 15 日までに、【新規利用企業】八代港国際コンテナ利用緊急対策助成金交付申請書 ( 別記第 1 号の 1 様式 ) に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。
- ( 2 ) 継続利用企業に対する助成金について、申請者は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月 15 日までに、【継続利用企業】八代港国際コンテナ利用緊急対策助成金交付申請書 ( 別記第 1 号の 2 様式 ) に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

### ( 交付決定 )

**第 6 条** 会長は、前条の請求書を受理したときはその日から 14 日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、すみやかに当該申請者へ助成金を交付し、不交付の場合は、八代港国際コンテナ利用緊急対策助成金不交付決定通知書 ( 別記第 2 号様式 ) により通知する。

### ( 既存事業との併用禁止 )

**第 7 条** 申請者は、同一の貨物について、本事業による申請と、別途行う「八代港コンテナ輸送利用促進助成事業」による申請を併せて行うことはできないものとする。

### ( 助成金の返還 )

**第 8 条** 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

### ( その他 )

**第 9 条** この要項に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

**附 則** この要項は、平成 21 年 7 月 22 日から施行し、平成 21 年 6 月 30 日から適用する。

別記第1号の1様式

年 月 日

八代港ポートセールス協議会  
会長 福島和敏様

申請者 住所  
氏名 印

【新規利用企業】八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付申請書

八代港国際コンテナ利用緊急対策助成金として、八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付要項第5条の規定により、下記の金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 助成対象貨物調書(別紙様式)
- (2) 船荷証券等(写し)

(振込先口座)

金融機関名	本支店名	預金の種別	口座番号	口座名義人
		1 普通(総合) 2 当座		(フリガナ)

別記第1号の2様式

年 月 日

八代港ポートセールス協議会  
会長 福島和敏様

申請者 住所  
氏名 印

【継続利用企業】八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付申請書

八代港国際コンテナ輸送利用促進助成金として、八代港国際コンテナ輸送利用促進助成金交付要項第5条の規定により、下記の金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 助成対象貨物調書(別紙様式)
- (2) 船荷証券等(写し)

(振込先口座)

金融機関名	本支店名	預金の種別	口座番号	口座名義人
		1 普通(総合) 2 当座		(フリガナ)

別紙様式

助成対象貨物調書

荷主名：\_\_\_\_\_

【 月分実績】

輸出実績 単位:TEU

番号	利用月日	品目	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
計			

輸入実績 単位:TEU

番号	利用月日	品目	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
...			
...			
...			
計			

船荷証券（B/L）毎に記入すること。  
欄が不足する場合は適宜追加すること。

合計 \_\_\_\_\_ TEU

年 月 日

様

八代港ポートセールス協議会  
会長 福島和敏 印

八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金については、八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付要項第6条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 不交付の理由

平成 年 月 日

八代港ポートセールス協議会事務局長 様  
( 熊本県土木部港湾課長 )

住 所  
港運業者名

印

八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付申請書について  
( 送付 )

このことについて、申請のあった下記荷主企業は、当該助成金交付要項に規定する助成対象者に該当することが確認できましたので、必要資料を添えて送付します。

記

- 1 八代港国際コンテナ利用緊急対策助成事業助成金交付申請書 件分
- 2 概 要  
企業名 ( )

対 象 要 件	
国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続	適 ・ 否
前年度の八代港利用実績	有 ・ 無
八代港の利用日	
輸入、輸出の別	輸出 ・ 輸入
貨物の品目	
仕向港・仕出港	
コンテナ数	TEU
備考	

船荷証券 ( B / L ) 上の名前と申請者名が異なる場合は、当申請者が実質上の荷主であることが確認できる資料を添付して下さい。